

お願い  
国保組合に対する特別助成の満額確保にむけた「ハガキ要請行動」に取り組みます。  
宛先：厚生労働省  
組合員・ご家族の皆様の直筆でご協力を！

# 建設長崎

June No.708  
2024年6月15日  
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます  
印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



交渉に向け意志統一を図る全体会議

一日目は企業交渉に臨む前に全体で会議を行い、要項の解説や、先の関東地協第七十九回企業交渉での企業側の回答や要旨を確認。全建総連の長谷部賛金対策部長は、「企業交渉では現場で働く仲間の生の声を直接届けることが出来る貴重な場であり、個別具体的な現場の実態を企業側に分からせるためにもぜひ発言してほしい」と呼びかけました。

全体の意思統一を図ったうえで、午後からは五〜八名の班に分かれて、担当の企業各社へ交渉に向かいました。交渉団からは、「昨年の交渉で二〇二三年の二月には四週八閉所の目標を達成したいとのことだったが、実現できていない点について、どのように考えているのか」との質問に対し、「実現には働き方改革の範疇にない一人親方やもともと現場へ従事したい希望者の理解も必要となる」とした上で二年から三年後を目途に達成できるよう取り組みたいとの回答を引き出しました。

二日目の午後には、各班からそれぞれの交渉内容の報告が行われました。戸田建設では、協力企業の従業員にまで賃金上げが行きわたるようにといった旨を社長方針として共有している報告があり、大手企業にとっても、賃上げを行わなければ、建設業が衰退していくと危機感を持つていることも伝わってきました。

すべての報告を終えた後は、「次回の企業交渉をより良いものにするために、仲間の声に耳を傾け、情報

九州地方建設労働組合協議会の九州地方整備局・大手企業交渉は、六月六日、七日を中心に、ゼネコン十社、住宅企業二社、地場ゼネコン二社、計十四社及び整備局へ実施。九地協の四十九名の仲間が参加しました。建設長崎からは、賃金対策部を筆頭に六名が参加。佐藤委員長を団長に積水ハウス(株)を中心とした要請を行いました。

建設長崎班は佐藤委員長を団長に、全体十名でまず積水ハウス(以下、積水)へ。積水からは、大阪本社からWEB参加を含めた五名の対応となりました。積水では事前に要望書への回答を画面にして送付したくスタイルが定着しており、実際の交渉の場でも、質疑応答の時間や話し合いの時間をより多く割こうという姿勢が窺えました。

交渉団からは、「昨年の交渉で二〇二三年の二月には四週八閉所の目標を達成したいとのことだったが、実現できていない点について、どのように考えているのか」との質問に対し、「実現には働き方改革の範疇にない一人親方やもともと現場へ従事したい希望者の理解も必要となる」とした上で二年から三年後を目途に達成できるよう取り組みたいとの回答を引き出しました。

二日目の午後には、各班からそれぞれの交渉内容の報告が行われました。戸田建設では、協力企業の従業員にまで賃金上げが行きわたるようにといった旨を社長方針として共有している報告があり、大手企業にとっても、賃上げを行わなければ、建設業が衰退していくと危機感を持つていることも伝わってきました。

すべての報告を終えた後は、「次回の企業交渉をより良いものにするために、仲間の声に耳を傾け、情報

## 九州各県の仲間とともに 労働者の処遇改善を求め交渉

九州地方建設労働組合協議会の九州地方整備局・大手企業交渉は、六月六日、七日を中心に、ゼネコン十社、住宅企業二社、地場ゼネコン二社、計十四社及び整備局へ実施。九地協の四十九名の仲間が参加しました。建設長崎からは、賃金対策部を筆頭に六名が参加。佐藤委員長を団長に積水ハウス(株)を中心とした要請を行いました。



九地協の仲間と企業交渉の様子—積水ハウス—

## 令和5年度 組織拡大総括 新たに三八四名の仲間が加入 年間拡大目標達成六支部・年間純増二支部

昨年の第七十八回定期大会で、「仲間の力を結集し、組織の増勢を図ろう」をスローガンに掲げ、前期(六月〜十一月)・後期(十二月〜五月)の行動期間を設定し、各支部では拡大目標達成に向け取り組みました。コロナ禍四年目となる組織拡大・内部強化運動は、仲間に寄り添うことを主軸におき、様々な行動を正常化させる努力を重ねながら

「集まり」の再開を推し進め、「分会会議」や、「懇親会」「旅行会」また「夜間ふれあい訪問行動」などに取り組みました。年間拡大四〇〇名をめざして取り組んでいた結果、目標までは僅かに届きませんでした。結果、目標までは僅かに届きませんでした。結果、目標までは僅かに届きませんでした。結果、目標までは僅かに届きませんでした。

支部名	目標数	加入	脱退	純増数
中央大浦	38	24	55	-31
市南	20	19	30	-11
東長崎	26	26	30	-4
浦上西	40	45	63	-18
浦上東	16	7	15	-8
西彼早	37	37	64	-27
諫早村	42	36	50	-14
大村	34	54	37	17
島原	34	50	42	8
佐世保中央	26	21	34	-13
佐世保東	30	20	35	-15
佐世保北	21	14	17	-3
北松	19	22	32	-10
平戸	14	7	11	-4
五島	3	2	1	1
合計	400	384	516	-132

## 九地協青年部交流集会

5/19~20

## in 沖縄県

九地協青年部交流集会が沖縄県那覇市で開催されました。梅雨時期で雨天も心配されましたが、二日間とも晴れ予報で、まずはひと安心。

さて、今回は建設長崎から組合員、書記局合わせ九名、全体では七県連五十名の参加。対馬丸記念館で開会し初めに主催者あいさつ、また、全国青協・七夕議長も参加され、全国の情勢や青年部組合員

の大切さなど貴重なお話をいただきました。

その後、スポーツ交流「グランドゴルフ」を若狭海浜公園で行なったのですが、さすがが沖縄県。日差しの強さに、梅雨前の湿度でヘトヘトになりながらも、無事終了し、ホテルへ向かい汗を流しました。

夕食交流会ではグラウンドゴルフの成績発表がありました。今回の交流会での出会いや、学んだことを糧に、今後も青年部活動への協力をよろしくお願い致します。



最後にトラブルもありましたが、今回の交流会での出会いや、学んだことを糧に、今後も青年部活動への協力をよろしくお願い致します。

## 建設長崎メンバーズカードがコーナンPROで使えます！

お会計時に、メンバーズカードを提示することで、税抜き合計金額から3%の割引が受けられるようになります。

早朝から営業し、プロ向けの住宅建材・用品を専門に扱う同店は、全国に二二〇店舗ありますが、建設長崎メンバーズカードで割引が受けられるのは、長崎県の店舗(大塔店)のみとなります。「ホームセンターコーナン」は割引対象外となりますのでご注意ください。

3%割引  
コーナンPRO × 建設長崎  
●コーナンPRO大塔店 (佐世保市大塔町 8-62)



# 福祉共済制度 給付内容

## 共済の申請忘れはありませんか？

建設長崎の福祉共済は、全ての組合員が加入しており、組合員や家族のお祝い事や不幸があった際に、皆で積み立てておいた共済基金の中から各種給付を行う制度です。

月掛金 (65歳未満) 1,300円 (65歳以上) 1,100円

※共済給付の効力は組合加入後3ヶ月後の日より発生します。時効は事象発生から1年です。申請及びお問い合わせは所属支部事務所へ。

時効があります。忘れずに申請をしましょう。



平成28年11月1日より発効

※この給付の効力は組合加入後3ヵ月後の日より発生します。

共済種目		共済A型(65歳未満の組合員)		共済B型(65歳以上の組合員)	
共済会費		月額 1,300円		月額 1,100円	
休業補償	病気休業手当金 (業務上の疾病・交通事故を除く)	組合加入 3ヵ月超1年未満	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高27日間)	
		1年以上2年未満	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高37日間)	
		2年以上	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高47日間)	
	傷害入院給付金	組合員がケガで入院した場合	入院1日につき 1,500円	(入院初日より支給し最高180日を限度)	
	入院見舞金	傷害入院給付金と同時に入院30日間につき	10,000円(最高6回 60,000円を限度)		
各種祝金	結婚祝金	組合員が結婚したとき			30,000円
	出産祝金	組合員または配偶者が出産したとき			10,000円
	小学校・中学校入学祝	組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童(生徒)につき			5,000円
	成人の祝	15,000円			—
	初老(厄入)祝	15,000円			—
	還暦の祝	15,000円			—
	古希の祝	—			15,000円
	喜寿の祝	—			15,000円
	米寿の祝	—			15,000円
	敬老の祝	—			70歳以上の組合員に対して祝品贈呈
労災事故給付金(見舞金)		休業10日以上の方災事故にあった場合		一事故につき 10,000円	
交通事故給付金(見舞金)		休業10日以上の方交通事故にあった場合		一事故につき 10,000円	
住宅災害見舞金	火災	全焼・全壊の場合(70%以上)		800,000円	
		半焼・半壊の場合(20%以上70%未満)		720,000~400,000円	
		一部焼・一部損壊(20%未満)		240,000~40,000円	
	風水害 (地震を除く)	全壊・流出(自宅70%以上の損壊・流出)		240,000円	
		半壊(住宅20%以上70%未満の損壊)		120,000円	
		一部壊	(損害額が100万円を超える場合)		24,000円
			(損害額が20万円を超え100万円以下の場合)		8,000円
床上浸水	全床面の50%以上の浸水(150cm以上40cm未満)		120,000~24,000円		
	全床面の50%未満の浸水(100cm以上)		24,000円(100cm未満) 8,000円		
弔慰金		火災等で組合員の2親等までの同居家族が死亡した場合		80,000円	
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第1~2級 ・労災保険法第3級2~4号		500,000円	—	
	不慮の事故	重度障害	1,000,000円	—	
		労災保険法第3~14級	450,000円~20,000円	—	
	交通事故	重度障害	—	1,000,000円	
		労災保険法第3~14級	—	900,000円~40,000円	
		入院給付	—	(入院5日目より180日を限度) 1日につき2,000円	
	通院給付	—	(通院初日より90日間を限度) 1日につき1,000円		
死亡弔慰金	組合員	病気死亡(自殺含む)	510,000円(加入年数不問)	組合加入 3ヵ月超1年未満	40,000円
				1年以上2年未満	60,000円
				2年以上6年未満	80,000円
	不慮の事故による死亡	1,010,000円(加入年数不問)		6年以上	110,000円
		交通事故による死亡		1,010,000円(加入年数不問)	
配偶者死亡		組合加入 3ヵ月超1年未満	30,000円		
		1年以上2年未満	40,000円		
		2年以上6年未満	50,000円		
		6年以上	60,000円		
家族死亡		組合加入 3ヵ月超~	15,000円		
70歳以上退会慰労金 (70歳以上組合員が脱退する場合)		—		組合加入 20年以上	100,000円
				30年以上	120,000円

### 【特記事項】

- この共済給付の効力は組合加入後3ヵ月後の日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金(A型及びB型の交通事故死亡)については組合加入年数は問いません。
- 組合費・共済会費等を3ヶ月以上未納している場合は支給できません。
- 病気休業手当について
  - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
  - 組合加入3ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
  - 限度満額支給を受けた日より1年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。
- 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
  - 腰痛(症)・腰椎症・脊椎症・ヘルニア/妊娠・出産・流産/地震・噴火・津波等によるケガ/ピッケル等を使用した山岳登山/スカイダイビング等の危険な運動中による事故/脳疾患等の病気によるケガ(歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等/病気による入院、傷害事故による通院等)
  - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象になります。
- 死亡弔慰金について
  - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
  - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母(義父母含)、別居の実父母を対象とします。
  - 死亡弔慰金には、香典代(組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円)も含まれています。
- この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月1日以降の申請日より適用します。

## 重要 就労調査に関するご協力のお願い （組合員資格（職種）の再確認） ご案内は7月上旬に発送を予定しております。

長建国保では、建設労働者である組合員資格（職種）の再確認と無資格者の加入紛れ込み防止のため、厚生労働省の指導に基づき組合員の職種の再点検「就労状況調査」（以下「就労調査」。）を定期的（3年に1度）に実施しており、本年が調査の年となります。

就労調査の取り組みには、組合員とご家族の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。皆様のご協力を切にお願いいたします。

### ●対象者

令和5年12月31日現在加入の長建国保組合員

### ●提出していただくもの

- ・調査票（オレンジ色）
- ・「建設業に従事していることを証明する書類（証明書類）」  
→（例）登記簿謄本、確定申告書の写し、就労証明書等  
調査票（オレンジ色）に記入いただき、証明書類と合わせて  
所属支部へ提出をお願いいたします。



調査にご協力いただいた方には、「常備薬セット」をお渡しいたします。

### ●提出期限

令和6年11月末日

### ●未提出の方は資格喪失

所属支部の要請に応じない場合や提出期限までに調査票、証明書類を提出しない場合は、厚生労働省の指導により無資格者とみなして、組合規約に基づき保険証を返還の上、資格喪失となります。

また、建設労働者として加入した後に廃業または転職された方は、速やかに所属支部へ届を出して下さい。

詳細につきましては、届きました案内をご確認下さい。

その他、お問い合わせは所属支部までご連絡下さい。

### 保険証更新前に ご確認を!!

就職したご家族は  
いませんか？

◇各種届出は必ずお手続き下さい!!

就職等の理由により被保険者のご家族に異動があった場合、組合員の皆様にはその都度異動の手続きをお願いしておりますが、異動後、手続きをされておらず、保険証の更新時に手続き忘れが発覚するケースも見られます。

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは、十四日以内に届け出

が必要で、資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただく必要があり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続きをしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、今年度の更新前に今一度お届け忘れがないようご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いいたします。

こんな時は届け出を！	
○家族が市町村国保から長建国保に加入するとき	○住所、氏名が変わったとき
○家族が会社を退職し、長建国保へ加入するとき	○被保険者証等を紛失、破損したとき変わったとき
○出産したとき	○修学のため自宅を離れる場合
○長建国保を脱退するとき	○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合
○就職等で健康保険に加入したとき	○市町村国保に加入するとき
○市町村国保に加入するとき	○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○被保険者が死亡したとき	○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき
○修学や施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

## 重要 7月は保険証の更新時期です!! 7月中旬頃、新しい保険証を 簡易書留で郵送します！

### ●郵送更新～今年度も簡易書留にて郵送いたします。

新しい有効期限（令和7年7月31日迄）の保険証は、7月中旬頃より簡易書留にて随時発送を予定しております。一昨年度までは特定記録郵便で、組合員宅のポストに到着するまでの記録を残し郵送しておりましたが、より確実に組合員の手元へ保険証を届ける為、昨年度に引き続き簡易書留にて郵送をさせていただきます。

### ●保険証のお受け取りは確実に

簡易書留は、訪問時に不在であった場合、ポスト投函は行われません。代わりに不在連絡票が投函されますので、不在連絡票の指示に従い、後日、お受け取りが可能な日時を指定し、確実にお受け取りいただくようお願いいたします。

※簡易書留郵便の受け取り方法は玄関先での対面手渡しとなります。受取時にはサイン、もしくは印鑑が必要となります。

※簡易書留郵便のお受け取りができず、郵便局へ持ち戻りとなった場合、郵便局での保管期間は配達日の翌日より7日間になります。保管期間を過ぎますと、ご自宅への配送はされませんので、不在連絡票を投函されていた場合は、早急に再配達の手続きをお願いいたします。

### ●同封書類

- ・マイナ保険証の案内
- ・「資格情報のお知らせ」（注）（下記イメージ掲載）



### （注）資格情報のお知らせについて

保険証に表示されている、皆様の保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されています。

現在、長建国保に加入されている組合員とご家族の皆様のご個人番号（マイナンバー）が正しいかどうか確認の為、12桁の個人番号（マイナンバー）の下4桁を記載しております。個人番号に誤りがあった場合は、長建国保までご連絡下さい。

### （参考）同封する資格情報のお知らせのイメージ

## 大切なお知らせ

### 医療保険のデータベースに登録されている 個人番号(マイナンバー)のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号（マイナンバー）
長建 太郎	**** * 1234
長建 花子	**** * 5678
長建 次郎	**** * 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】  
〒852-8021  
長崎県長崎市城山町29-26  
長崎県建設事業国民健康保険組合  
TEL：095-862-8463

## 令和6年度巡回健診 お申込みをお待ちしております!!

### 令和6年度巡回健診実施日程（予定）

実施日	健診時間帯	地区	健診会場（予定）
7/21(日)	9時～12時	長崎	時津北部コミュニティセンター（コメリパワー時津店の近く）
7/28(日)	9時～12時	平戸	平戸文化センター
8/25(日)	9時～12時	大村	大村市中央公民館（シーハットおおむら敷地内）
9/1(日)	9時～12時	北松	相浦地区コミュニティセンター
9/8(日)	9時～12時	佐世保	広田地区コミュニティセンター
9/29(日)	9時～12時	諫早	高城会館（諫早）

### 【お申込みに関するお願い】

巡回健診のお申込みは準備の都合上、実施日の2週間前必着で組合へお申込みください。

## 70歳以上の皆様へ 「高齢受給者証」も毎年7月更新です！

70歳から74歳の方には、「高齢受給者証」を交付しており、今お持ちの高齢受給者証の有効期限は令和6年7月31日迄となっております。

7月中旬より順次、新しい高齢受給者証（有効期限：令和7年7月31日迄）をお送りいたしますので、8月以降、医療機関へは新しい高齢受給者証をご提示し、診療を受けてください。

長建国保では、高齢受給者証を作成する際、現在加入されているご家族（70歳以上の方のみ）の昨年度の所得により自己負担割合（医療機関受診時の被保険者の負担割合が2割または3割）を判定しており、マイナンバーを活用した情報連携により所得情報を取得し、自己負担割合を判定しておりますので、対象者の皆様による更新手続きは不要です。

また、一定以上の所得がある方、未申告の方、または何らかの理由により所得情報が確認できない方につきましては、別途所得課税証明書等の提出をお願いする場合がございます。その際、対象となる方には個別にご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。